

加古川市工場適地バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への企業立地を促進するため、工場適地バンク（以下「適地バンク」という。）を設置して、工場等の立地に適する用地の情報を収集及び保管し、立地を希望する企業に対してその情報を提供することによって、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場適地 市内の工業系用途地域において、工場等の立地に適する用地で、概ね1,000平方メートル以上のものをいう。
- (2) 工業系用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、工業地域又は準工業地域に該当する地域をいう。
- (3) 供給者 工場適地の所有者であつて、当該用地を他の者に譲渡又は賃貸しようとする者をいう。

(管理者)

第3条 適地バンクの管理は、企業立地に関する事務を担当する課の長（以下「管理者」という。）が行う。

(登録)

第4条 供給者は、工場適地の供給に関する情報を適地バンクに登録しようとするときは、工場適地供給登録申請書（様式第1号）に別表第1に定めるものを添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により提出された申請書の内容について、調査確認を行い、適当と認めるときは、適地バンクに登録するものとする。
- 3 管理者は、登録の可否について、工場適地登録可否決定通知書（様式第2号）により、その旨を供給者に通知するものとする。

(情報の提供)

第5条 管理者は、前条第2項の規定により登録された情報（以下「登録情報」という。）を立地希望者に提供することができる。

- 2 前項の規定により情報の提供を受けた者は、自己の責任において当該工場適地についての交

渉を行うものとする。

3 管理者は、前項の交涉及び当該交渉に係る契約等については、関与しないものとする。

(情報の公開)

第6条 管理者は、登録情報を閲覧又は市ホームページ登載等の方法により、公開することができる。ただし、供給者が公開を同意しない場合は、この限りでない。

(登録の期間)

第7条 登録の期間は、第4条第2項の規定による登録があった日から2年とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録の継続)

第8条 供給者は、引き続き登録を継続しようとするときは、登録期間の満了日までに工場適地登録継続申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された申請書の内容について、調査確認を行い、適当と認めるときは、適地バンクの登録を継続するものとする。

3 管理者は、継続の承認又は不承認について、工場適地登録継続承認／不承認通知書(様式第4号)により、その旨を供給者に通知するものとする。

(登録の変更)

第9条 供給者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに工場適地登録内容変更申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された申請書の内容について、調査確認を行い、適当と認めるときは、適地バンクの登録情報を変更するものとする。

3 管理者は、変更の承認又は不承認について、工場適地登録変更承認／不承認通知書(様式第6号)により、その旨を供給者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第10条 供給者は、登録情報を抹消しようとするときは、速やかに工場適地登録抹消申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された申請書の内容について、調査確認を行い、適当と認めるときは、適地バンクの登録情報を抹消するものとする。

3 管理者は、抹消の承認又は不承認について、工場適地登録抹消承認／不承認通知書(様式第8号)により、その旨を供給者に通知するものとする。

4 管理者は、登録情報に虚偽の記載があることが判明したとき、又は、登録が不適当であると

認めるときは、登録情報を抹消することができる。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

【別表第 1】(第 4 条関係)

登録申請書 添付書類	・ 位置図 ・ 敷地図面 ・ 建物図面 ・ 写真 ・ 誓約書 ・ その他市長が必要と認める書類
---------------	---